

令和 7 年 1 月 会 議

第 19 回 綾 瀬 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

綾 瀬 市 農 業 委 員 会

開 催 年 月 日                    令和7年1月28日(火)

開 催 の 場 所                    議会棟全員協議会室

出 席 委 員

|          |         |           |         |
|----------|---------|-----------|---------|
| 議席番号 1 番 | 森 山 謙 治 | 議席番号 9 番  | 金 子 美登里 |
| 議席番号 2 番 | 比留川 賢 次 | 議席番号 10 番 | 橋 本 久 男 |
| 議席番号 3 番 | 笠 間 保 一 | 議席番号 11 番 | 大 塚 秀 一 |
| 議席番号 4 番 | 比留川 義 昭 | 議席番号 12 番 | 宇 野 政 信 |
| 議席番号 6 番 | 内 田 直 彌 | 議席番号 13 番 | 早 川 新 市 |
| 議席番号 7 番 | 早 川 晴 子 | 議席番号 14 番 | 古 塩 貞 夫 |
| 議席番号 8 番 | 木 村 寛   |           |         |

欠 席 委 員

出 席 推 進 委 員

|        |         |        |         |
|--------|---------|--------|---------|
| 第2地区担当 | 峯 山 健 吾 | 第3地区担当 | 志 澤 輝 彦 |
|--------|---------|--------|---------|

欠 席 推 進 委 員

|        |         |
|--------|---------|
| 第1地区担当 | 山 田 英 毅 |
|--------|---------|

傍 聴 人                            0 名

提 出 し た 議 案

|          |                         |
|----------|-------------------------|
| 議案第 34 号 | 農地法第3条の規定による許可申請について    |
| 議案第 35 号 | 農用地利用集積計画の決定について        |
| 議案第 36 号 | 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について |
| 報告第 10 号 | 専決処分等について               |

議決事件及賛否の数            別紙記載のとおり

議 事 の 要 領      綾瀬市農業委員会会議規則による  
採 決 の 要 領      綾瀬市農業委員会会議規則による

事務局職員出席者

|         |         |
|---------|---------|
| 事 務 局 長 | 峯 山 哲 夫 |
| 次 長     | 三 枝 利 行 |
| 主 幹     | 古 賀 治 美 |
| 主 査     | 小 室 洋 史 |
| 主 事     | 鈴 木 美 咲 |

15 時 00 分 開 会

○議長（古塩 貞夫君） 《 挨拶 》

ただ今より令和 7 年 1 月第 19 回綾瀬市農業委員会総会を開会いたします。本日、第 1 地区山田推進委員におかれましては、所用のため、欠席の報告をいただいております。したがって、現在の出席委員は、13 名、推進委員は 2 名でございます。定足数であります。在任委員の過半数に達しておりますのでご報告いたします。

次に 3、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員につきましては、申し合わせによりまして私から指名をいたします。本日は、12 番宇野委員、13 番早川 新市委員のご両名をお願い申し上げます。

次に 4、会務の報告をいたします。事務局より報告願います。

○事務局（古賀主幹） それでは、皆様のお手元に配布してございます資料の確認をさせていただきますと思います。事前に配布させていただきました総会議案書、協議会資料、本日皆様の机の上に、諸般の報告、令和 7 年度農業委員会総会等の日程、農政時報をお配りしておりますのでご確認をお願いいたします。

諸般の状況報告及び今後の予定でございます。前回の総会日以降、本日の総会までの報告につきましては、後ほどお目通しいただきたいと存じます。

今後の予定について申し上げます。2 月 3 日県央地区農業委員会連合会第 2 回会長・事務局長会議、大和市におきまして、会長、事務局長が出席される予定でございます。4 日、地域計画検討委員会、視聴覚室におきまして、会長が出席の予定でございます。同じく 4 日、第 27 回 JA さがみ綾瀬農業収穫祭実行委員会、JA さがみ綾瀬支店におきまして、会長が出席する予定でございます。10 日、大和市におきまして、県央地区農業委員会連合会の農業委員等特別研修会、全員の委員さんの出席予定でございます。14 日、再生協議会、J5-1 会議室におきまして会長が出席予定でございます。20 日、審議案件現地調査、市内一円において、第 3 班の委員が出席される予定でございます。同日、令和 7 年 2 月（第 20 回）農業委員会総会議案打合せ、農業委員会事務局において、会長、職務代理が出席される予定でございます。27 日、令和 7 年 2 月（第 20 回）農業委員会総会、議会棟全員協議会室において、委員全員が出席される予定でございます。

続きまして、会議の集計でございます。総会議案書の 5 ページをご覧ください。審議前に、当日総会分を申し上げます。法第 3 条許可申請 1 件 585 平方メートル、買受適格証明 1 件 743 平方メートル、農用地利用集積計画決定 6 件 8,312 平方メートル、引き続き農業経営

を行っている旨の証明 2 件 8,249 平方メートル、法第 3 条届出 1 件 1,857 平方メートル、法第 4 条届出 2 件 1,177 平方メートル、法第 5 条届出 1 件 107 平方メートル、法第 6 条農地所有適格法人の事業等の報告 1 件 16,844 平方メートル、照会書による農地の現況 1 件 396 平方メートル、農地法適用除外処分 1 件 4 平方メートル、でございます。以上でございます。

○議長(古塩 貞夫君)事務局の報告が終わりました。ただ今より 5 の議事日程に入ります。本日の議事日程につきましては、総会議案書のとおりです。慎重かつ厳正なるご審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。また、会議の進行に当たりましても、特段のご協力を賜りますよう併せてお願いいたします。

それでは、日程第 1 号、議案第 34 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。整理番号 6 番を審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局(古賀主幹)総会議案書 6 ページ、7 ページをご覧ください。議案第 34 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、整理番号 6 番でございます。申請地は[REDACTED]外 2 筆、地目田、現況畑、地積合計 585 平方メートルでございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域・農用地外です。場所につきましては、7 ページをご参照願います。申請理由は、農業経営の拡大を図るためとのことでございます。権利の種類は、所有権の移転でございます。譲受人は綾瀬市において、自作の畑 3,864 平方メートル、利用集積による畑 16,844 平方メートル、その他、海老名市、厚木市、愛川町において、自作の田 1,777 平方メートル、自作の畑 7,104 平方メートル、利用集積による田 21,488 平方メートル、畑 15,077.5 平方メートルを耕作し農業経営を行っており、これらの農地全てが耕作されていることを確認しております。農業従事状況につきましては、トラクター等を保有しており、農業従事者は、本人及び妻、母、子、従業員 5 名の計 9 名で、従事日数は 340 日です。したがって、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しておりません。以上でございます。

○議長(古塩 貞夫君)事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 2 班の代表の委員より報告を願います。 6 番 内田委員

○6 番(内田 直彌君)本件につきまして 1 月 20 日第 2 班、私のほか早川委員、峯山推進委員、事務局 3 名の計 6 名で、現地調査を行いました。本日の審議案件は、同日同メンバーで現地調査を行ったもので報告いたします。

現地は、耕うん状態で農地として適正に管理されていまして、2 班としては、許可妥当と

判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員の発言を求めます。 13 番 早川 新市委員

○13 番（早川 新市君）本件につきまして、地元委員として発言いたします。

私も 1 月 20 日現地調査を行い、譲受人の耕作状況、農機具の保有状況、営農計画など確認及び聞き取りを行いました。地元委員としては、譲受人の経営状況、労働力、農機具の保管状況等を総合的に勘案し、許可妥当と思います。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第 3 条の規定による許可申請について、整理番号 6 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可されました。

それでは、日程第 2 号、議案第 35 号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。整理番号 68 番を審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 8 ページ、9 ページをご覧ください。農用地利用集積計画の決定について、整理番号 68 番でございます。申出人は記載のとおりでございます。借人の耕作面積は 20,483 平方メートル、申出地は■■■■■、地目畑、地積 991 平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 3 年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は平成 28 年、4 回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、9 ページの案内図をご参照願います。貸人は、農業経営を行っておらず管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。借人の状況でございますが、年齢は■■歳、自作の畑 6,633 平方メートル、利用集積による畑 13,850 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は本人 1 名で、従事日数は 350 日でございます。以上により、農業経営基盤強

化促進法の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第1班の代表の委員より報告をお願いします。 6番 内田委員

○6番（内田 直彌君）現状は、耕うん状態であり、農業として適正に管理されていまして。2班としても今回、利用集積には問題がないと判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地確認をしていただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。 第2地区 峯山推進委員

○第2地区（峯山 健吾君）本日審議がなされております、農用地利用集積計画決定事案について、1月20日第2班に同行させていただき、現地調査を行ったことをご報告させていただきます。

現地の状況は、2班の代表委員が述べられたとおり、耕うん状態で農地として適正に管理されていまして。利用集積の決定は妥当であると考えます。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画の決定について、整理番号68番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

次に、同じく農用地利用集積計画の決定について、整理番号69番を審議いたします。

事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書10ページ、11ページをご覧ください。農用地利用集積計画の決定について、整理番号69番でございます。申出人は記載のとおりでございます。借人の耕作面積は10,945平方メートル、申出地は■■■■■■■■■■、地目田、地積495平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間でございます。利用目的は露地野菜、設

定初年は平成 31 年、3 回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、11 ページの案内図をご参照願います。貸人は、農業経営を行っておらず管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。借人の状況でございますが、年齢は ■ 歳、自作の畑 3,214 平方メートル、利用集積による畑 6,839 平方メートル、樹園 892 平方メートルで管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は本人、妻、子の 3 名で、従事日数は 360 日でございます。以上により、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 2 班の代表の委員より報告を願います。 6 番 内田委員

○6 番（内田 直彌君）現地は耕うん状態であります。適正に管理されていまして。利用集積は、問題ないと判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地確認をしていただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。 第 2 地区 峯山推進委員

○第 2 地区（峯山 健吾君）現地の状況は第 2 班の代表委員が述べられたとおり、耕うん状態で、農地として適正に管理されていまして。利用集積の決定は妥当であると考えます。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画の決定について、整理番号 69 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

次に、同じく農用地利用集積計画の決定について、整理番号 70 番を審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 12 ページ、13 ページをご覧ください。農用地利用集積



計画の決定について、整理番号 70 番でございます。申出人は記載のとおりでございます。賃借人の耕作面積は 66,154.50 平方メートル、申出地は [REDACTED] 3 筆、地目畑、地積合計 3,468 平方メートルでございます。利用権の種類は、賃貸借権、利用権の設定期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 3 年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は平成 28 年、4 回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、13 ページの案内図をご参照願います。賃貸人は、農業経営を行っておらず管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。賃借人の状況でございますが、綾瀬市において、自作の畑 3,864 平方メートル、利用集積による畑 16,844 平方メートル、その他、海老名市、厚木市、愛川町において、自作の田 1,777 平方メートル、自作の畑 7,104 平方メートル、利用集積による田 21,488 平方メートル、畑 15,077.5 平方メートルを耕作し、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、トラクター等を保有しており、農業従事者は、本人、妻、母、子、従業員 5 名の計 9 名で、従事日数は 340 日でございます。以上により、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 1 班の代表の委員より報告を願います。 6 番 内田委員

○6 番（内田 直彌君）現況報告ですが、全てコマツナが作付けされておりました。農地として適正に管理されております。2 班として、利用集積は問題ないと判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地確認をしていただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。 第 2 地区 峯山推進委員

○第 2 地区（峯山 健吾君）現地の状況は第 2 班の代表委員が述べられたとおり、コマツナが栽培されておりました。農地として適正に管理がなされていることから利用集積の計画決定は妥当では妥当であると判断いたします。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画の決定について、整理番号 70 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

次に、同じく農用地利用集積計画の決定について、整理番号 71 番を審議いたします。

事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 14 ページ、15 ページをご覧ください。農用地利用集積計画の決定について、整理番号 71 番でございます。申出人は記載のとおりでございます。借人の耕作面積は 20,525 平方メートル、申出地は■■■■■■■■■■、地目田、地積 385 平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 3 年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は平成 19 年、7 回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、15 ページの案内図をご参照願います。貸人は、100 日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。借人の状況でございますが、年齢は■■歳、自作の畑 9,193 平方メートル、田 1,707 平方メートル、利用集積による畑 4,285 平方メートル、田 5,340 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は、本人、母の 2 名で、従事日数は 280 日でございます。以上により、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 2 班の代表の委員より報告をお願いします。 6 番 内田委員

○6 番（内田 直彌君）現状は、ブロッコリー収穫後の耕うん状態で、農地として適正に管理されていまして、2 班としては、利用集積の決定は問題ないと判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地確認をしていただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。 第 2 地区 峯山推進委員

○第 2 地区（峯山 健吾君）現地の状況は、第 2 班の代表委員述べられたとおり、ブロッコ

リー収穫後耕うんされておりました。借人は園芸協会に加入し、熱心に農業に取り組んでおります。以上のことを踏まえまして、利用集積の決定は妥当であると考えます。皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画の決定について、整理番号 71 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

次に、同じく農用地利用集積計画の決定について、整理番号 72 番を審議いたします。本件につきましては、                    が農業委員会等に関する法律第 31 条の規定による議事参与に当たるため、本件審議の間しばらくご退席願います。

（                    退席）

ただ今、                    が、退席されました。現在の委員数は 12 名、推進委員 2 名です。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 16 ページ、17 ページをご覧ください。農用地利用集積計画の決定について、整理番号 72 番でございます。申出人は記載のとおりでございます。賃借人の耕作面積は 19,107 平方メートル、申出地は                                    外 1 筆、地目畑、地積合計 1,982 平方メートルでございます。利用権の種類は、賃貸借権、利用権の設定期間は、令和 7 年 2 月 1 日から令和 10 年 1 月 31 日までの 3 年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は令和 7 年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、17 ページの案内図をご参照願います。賃貸人は、100 日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます。賃借人の状況でございますが、年齢は      歳、自作の畑 15,892 平方メートル、田 3,215 平方メートルを適切に耕作しており、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は、本人、妻、子の 3 名で、従事日数は 320 日でございます。以上により、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。以上でございま

す。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第2班の代表の委員より報告をお願いします。 6番 内田委員

○6番（内田 直彌君）現地の状況は耕うん状態で、農地として適正に管理されていました。2班としては、今回の利用集積は問題ないと判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地確認をしていただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。 第2地区 峯山推進委員

○第2地区（峯山 健吾君）現地の状況は、先ほど第2班の代表が述べられたとおり耕うん状態で、農地として適正に管理されていました。借人は園芸協会に加入し、ブロッコリー、レタス、トウモロコシ等の部会に加入しており、熱心に農業に取り組んでおります。以上のことを踏まえまして、利用集積の決定は妥当であると考えます。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

農用地利用集積計画の決定について、整理番号72番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

（                    入室、着席）

○議長（古塩 貞夫君）ただ今、退席されていましたが、                    が着席されました。現在の委員数は、委員13名、推進委員2名です。

次に、同じく農用地利用集積計画の決定について、整理番号73番を審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書18ページ、19ページをご覧ください。農用地利用集積計画の決定について、整理番号73番でございます。申出人は記載のとおりでございます。

借人の耕作面積は3,985平方メートル、申出地は■■■■外1筆、地目畑、地積合計991平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和7年2月1日から令和10年1月31日までの3年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は令和7年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、19ページの案内図をご参照願います。貸人は、農業経営を行っておらず、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます。借人の状況でございますが、年齢は■■歳、自作の畑3,985平方メートルで適正に耕作されていることを確認してございます。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター等を保有しており、農業従事者は、本人、子の2名で、従事日数は250日でございます。以上により、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第2班の代表の委員より報告をお願いします。 6番 内田委員

○6番（内田 直彌君）現地の状況ですけど、ダイコン、ハクサイ、ネギ、タマネギ等が作付けされ、農地として適正に管理されています。第2班としては、今回の利用集積に問題がないと判断いたしました。皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地確認をしていただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。 第2地区 峯山推進委員

○第2地区（峯山 健吾君）現地の状況は、第2班の代表委員が述べられたとおり、ダイコン、ハクサイ、タマネギ、ミズナ等が栽培されています。農地として適正に管理がなされていることから、利用集積の計画決定は妥当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

農用地利用集積計画の決定について、整理番号73番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

次に、日程第4号、議案第36号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを議題といたします。整理番号11番について審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書20ページから22ページをご覧ください。引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、整理番号11番でございます。申請人は記載のとおりでございます。申請地は■■■■外4筆、地目につきましては、全て畑、地積合計3,963平方メートルでございます。内容といたしましては、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。引き続き農業経営を行っている期間は、令和3年12月25日から令和7年1月28日まで、相続開始年月日は、平成21年4月15日で、今回が5回目の証明願でございます。場所につきましては、20ページから22ページの案内図をご参照願います。申請人は■■歳、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は、本人、父、母の3名で、従事日数は300日でございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第2班の代表の委員より報告を願います。 6番 内田委員

○6番（内田 直彌君）この申請地は、■■■■は耕うん状態であります。■■■■はレタスの収穫後の耕うん状態です。■■■■はキャベツが作付けされ、■■■■はレタスの収穫後の耕うん状態です。申請者は、意欲的に農業経営に取り組んでいます。農地として適正に維持管理をされていると認められました。引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行は問題ないと判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願います。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。 7番 早川 新市委員

○7番（早川 新市君）議案第36号整理番号11番、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案につきまして、地元委員として発言させていただきます。私も1月18日に現地確認を行いました。先ほど、第2班の代表の方から報告がありましてとおり、キャベツが作付けされ、その他は耕うん状態であり、農地として管理がされておりました。このように申請者は、農地として適切に維持管理されていると認められましたので、地元委員といたしましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に問題はないと判断いたしま

した。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言願います。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、整理番号 11 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、願い出のとおり証明することに決定されました。

次に、同じく引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、整理番号 12 番について審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 24 ページ 25 ページをご覧ください。引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、整理番号 12 番でございます。申請人は記載のとおりでございます。申請地は■■■■■■■■■■外 6 筆、地目につきましては、全て畑、地積合計 4,286 平方メートルでございます。内容といたしましては、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。引き続き農業経営を行っている期間は、令和 4 年 3 月 1 日から令和 7 年 1 月 28 日まで、相続開始年月日は、平成 18 年 5 月 2 日で、今回が 6 回目の証明願でございます。場所につきましては、25 ページをご参照願います。申請人は■■歳、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は、本人 1 名で、従事日数は 250 日でございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 2 班の代表の委員より報告を願います。 6 番 内田委員

○6 番（内田 直彌君）申請地の状況ですが、■■■■■■■■■■は栗が植えられておりました。ほかに、ダイコン、ニンジン、ネギ、ハクサイ等が作付けされ、■■■■■■■■■■は柿や果樹が植えられていました。申請者は、意欲的に農業経営に取り組み、農地を適正に管理されていると認められましたので、第 2 班といたしましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に、問題がないと判断しました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。 4 番 比留川 義昭委員

○4 番（比留川 義昭君）整理番号 12 番、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案につきまして地元委員として発言いたします。私も現地確認を行い、本人に会って聞き取りをいたしました。今後も農業経営を行うことを確認いたしました。先ほど、第 2 班の代表の方から報告がありましたとおり、ブルーベリー、栗、みかん、ハウスの中にはダイコンなどが作付けされていまして、適正に管理されておりました。申請者は、このように適切に維持管理されていると認められました。地元委員としましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に、問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この件について意見等がありましたらご発言願います。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、整理番号 12 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、願出のとおりに証明することに決定されました。

次に、日程第 4 号、報告第 10 号、専決処分についてを、議題といたします。事務局長より報告願います。

○事務局長（峯山事務局長）それでは、議案書の 26 ページから 34 ページをご覧ください。日程第 4 号報告第 10 号専決処分についてでございます。本件につきまして、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出 1 件、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出 2 件、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出が 1 件、農地法第 5 条第 1 項目的の買受適格証明願が 1 件、農地法第 6 条第 1 項の規定に基づく農地所有適格法人の事業等の報告が 1 件、登記官照会書による農地等の現況についてが 1 件、農地法適用除外処分が 1 件、農地法第 5 条許可申請の取下げが 1 件ございました。綾瀬市農業委員会事務局の設置、組織等に関する規程第 8 条第 1 項第 1 号により、事務局長において専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定によりご報告いたします。

議案書の 26 ページをご覧ください。1 の農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出 1 件でございます。整理番号 3 番、この届出は相続により農地の権利を取得した場合、農地のある農業委員会にその旨、届け出なければならないと農地法により規定されているため、届



出があったものでございます。届出人・届出地等は、それぞれ記載のとおりでございます。  
次に議案書の27ページをご覧ください。2の農地法第4条第1項第7号の規定による届出、  
2件でございます。整理番号18番、転用の内容は住宅敷地で地積294平方メートル、整理  
番号19番、転用の内容は共同住宅で地積合計883平方メートルでございます。専決処分に  
付した日付けは、記載のとおりでございます。

次に議案書28ページをご覧ください。農地法第5条第1項第6号の規定による届出1件で  
ございます。整理番号1番、転用の内容は住宅敷地で地積合計107平方メートルでござい  
ます。専決処分に付した日付けは、記載のとおりでございます。

次に議案書29ページをご覧ください。3の農地法第5条第1項目的の買受適格証明願1件  
でございます。整理番号2番、この証明願は、市街化区域の農地を、転用目的で公売に参  
加するため、東京国税局が執行する公売に添付する書類でございます。農地を、農地以外  
に転用することができる者が、証明の添付を求めるものでございます。申請人から提出さ  
れました証明願の内容について、市街化区域の農地を転用目的で取得する場合の農地法第  
5条の規定に準じて、事務局で審査させていただき、適格であると判断いたしましたこと  
から、証明書を交付いたしましたものであります。

次に議案書30ページから31ページをご覧ください。4の農地法第6条第1項の規定に基  
づく農地所有適格法人の事業等の報告、1件でございます。農地所有適格法人は、毎年、  
事業年度終了後、事業の状況について農業委員会に報告することとなっております。1は、  
「法人の概要」でございます。「代表者氏名」及び「所在地」は記載のとおりでございます。  
「経営面積」は、綾瀬市、海老名市、厚木市で合計66,154.50平方メートルでございます。  
2の「事業の種類等」ですが、「生産する農畜産物」は、露地野菜、水稻で「売上高」は、  
令和6年の実績で82,407,662円でございます。3の「利用権の設定を受けた農地」は、記  
載のとおりで、合計14,862平方メートルでございます。

次に、議案書の32ページをご覧ください。5の「登記官照会書による農地等の現況につい  
て」でございます。登記官が地目変更登記を処理する際、必要に応じて、農業委員会に対  
し対象地の現況及び転用の有無等について照会する場合があります、この度、1件の照会があ  
りました。この件につきましては、会長、職務代理、地域担当委員、県の職員と事務局職  
員で現地調査を実施し、現況は農地ではなく、県から現状回復命令が発せられる見込みの  
ない事、農地法第5条の許可は無い旨を回答いたしました。所在、土地所有者等は、記載  
のとおりでございます。

次に、議案書の 33 ページをご覧ください。6 の農地法適用除外処分でございます。整理番号 2 番でございます。賃貸人、賃借人、届出地は記載のとおりでございます。地目畑、地積 317 平方メートルの内、4 平方メートル、転用目的は、移動通信用基地局の新設、適用除外条項は、法第 5 条第 1 項第 7 号及び農地法施行規則第 53 条第 1 項第 14 号、賃貸借権の設定でございます。

次に、議案書の 34 ページをご覧ください。7 の農地法第 5 条許可申請の取下げでございます。申請人、申請地は記載のとおりでございます。この件については、11 月の総会で農地法第 5 条許可申請があり、総会にお諮りしたもので、違反地のため許可不相当と決定したものです。令和 6 年 12 月 24 日に取下げがございました。

以上、専決処分等の報告といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）事務局長の報告が終わりました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これをもちまして、報告第 10 号専決処分についてを終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程のすべてを終了しました。

これをもちまして、令和 7 年 1 月第 19 回綾瀬市農業委員会総会を閉会といたします。

15 時 55 分 閉 会

綾瀬市農業委員会会議規則第 19 条第 1 項の規定によりここに署名する。

綾瀬市農業委員会議長

綾瀬市農業委員会委員

綾瀬市農業委員会委員